

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」全部改正に伴う協議事項

1. 原子力規制委員会の全部改正までのスケジュール（経過）

H30.12 から	原子力規制委員会の安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チームにより課題検討が開始
H31.3.29	安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム会合報告書とりまとめ
R1.5.8	原子力規制委員会において報告書を基に改正案策定了承
R1.5.9～6.7	原子力規制委員会より改正案に対する意見募集（パブリックコメント）
R1.7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案に対する意見募集の結果および考え方報告【資料 2-2】 ・同日をもって「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を全部改正【資料 2-1】

2. 協議事項

(1) 【資料 2-1】の 4 ページ「40 歳以上の者への効果」の記載で何らかの周知方法等変更を行う必要があるか

(2) 現在使用している問診票の内容について、【資料 2-1】の 21～23 ページをうけて変更を行う必要があるか

(3) 【資料 2-2】 ページ 98-99 の No.91 により、安定ヨウ素剤丸剤の使用期限は 3 年から 5 年に変更となり、今までの 3 年使用期限の丸剤も適正な保存であれば 5 年と変更することも可能となった。

これを受けて、既に配布している 3 年使用期限丸剤と備蓄分の丸剤をどのように考えるか。

補足 はじめに掲載されていた

「脚注 6 ただし、平成 31 年 4 月 1 日以前に配布された安定ヨウ素剤の使用期限は 3 年である」が修正され削除となった。

今後の取り組み

1. 更新率アップの取り組み

昨年度は初めての安定ヨウ素剤3年使用期限をむかえての更新を実施し、結果として、事前配布説明会を6会場で延べ8日間実施し、更新対象者11,357人に対して更新者数は8,057人となり、更新率は70.9%でした。

更新率を上げる取り組みとして、クリアー封筒に入れた中身が見えやすいダイレクトメールの発送や、市広報での特集、各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校等の児童及び保護者等に対しても学校を通じて更新の啓発チラシを配布し広報活動に努めました。

あわせて、防災行線無線等による広報活動も行い、更新率の向上を図ったところです。

今年度は、30年度対象の未更新者に3,230名に再度ダイレクトメールを送り更なる更新率増加を目指しましたが、592人の更新にとどまりました。【資料3-1】

令和3年度には、平成30年度に続き2回目の大きな更新業務をむかえることから、更なる更新率アップの取り組みが重要となります。

令和2年度は、期限をむかえての更新者の更新率をのばす取り組みを行います。
(具体的な内容)

- ①来られていない方のニーズ調査
- ②更新の流れと時間の明確化（見てわかるように）
- ③再通知の継続（効果的な方法検討）

2. ゼリー剤新規受領者受領率アップの取り組み

3歳未満児を対象とするゼリー剤の受領率が低いことから、重量率増加に向けての取り組みを強化します。

(具体的な内容)

上記1の取り組みプラス

- ・今まで以上に健康課や幼稚園、保育園、子育てふれあいセンター等と連携した啓発を行います。
- ・新生児訪問時に直接へ保健師等が安定ヨウ素剤事前配布事業の取り組み説明等調整

3. 令和2年度安定ヨウ素剤事前配布について

令和2年6月に使用期限をむかえる方の更新にあわせて、5月から6月にかけて市内6会場6日間、1日2回（午前・午後） 延べ12回開催予定

4. 安定ヨウ素剤事前配布管理システム予算計上

事業開始から4年目をむかえ、多くの受領情報を管理
使用期限が3年から5年になり、効率的な管理や啓発や案内を目的に計上。